

# 武蔵野市業務管理体制整備の手引き

《 障害者総合支援法・児童福祉法 》

武蔵野市健康福祉部障害者福祉課

令和 8 年 3 月

## 1 業務管理体制の概要

平成 22 年の障害者自立支援法等の改正により、平成 24 年 4 月 1 日から指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者、指定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所支援施設等の設置者及び、指定障害児相談支援事業者は、法令順守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。

業務管理体制の整備は、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制が整備されているかを指し、具体的には、事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者が置かれていること、法令遵守規定の整備、外部監査等による業務執行の状況の監査が行われていることが必要とされています。事業者が整備すべき業務管理体制の内容は、指定を受けている事業所等の数に応じて定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載し、届け出ることとされました。

## 2 業務管理体制の届出が義務付けられている事業者（法人）と根拠条文

### (1) 障害者総合支援法に基づくもの

#### ①指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助、施設入所支援、宿泊型自立訓練、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、就労定着支援、自立生活援助

【根拠条文】障害者総合支援法第 51 条の 2

#### ②指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援

【根拠条文】障害者総合支援法第 51 条の 31

### (2) 児童福祉法に基づくもの

#### ①指定障害児通所支援事業者等

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

#### ②指定障害児入所施設等の設置者

福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

【根拠条文】児童福祉法第 24 条の 19 の 2

#### ③指定障害児相談支援事業

障害児相談支援事業

【根拠条文】児童福祉法第 24 条の 38

### 3 事業者（法人）が整備する業務管理体制

業務管理体制の内容			業務執行の状況の監査※4を定期的 に実施
		業務が法令に適合 することを確保する ための規定（法令 遵守規程※3）の 整備	業務が法令に適合 することを確保する ための規定（法令 遵守規程※3）の 整備
	法令を遵守するた めの体制の確保に係 る責任者（法令 遵守責任者※ 2）の選任	法令を遵守するた めの体制の確保に係 る責任者（法令 遵守責任者※ 2）の選任	法令を遵守するた めの体制の確保に係 る責任者（法令 遵守責任者※ 2）の選任
事業所等の数 ※1	20未満	20以上100未満	100以上

#### ※1 事業所等の数

指定を受けたサービス種別ごとに1事業所等と数え、事業所番号が同一でもサービス種別が異なる場合は異なる事業所等として数えます。

（例）同一事業所で居宅介護と重度訪問介護の指定を受けている場合は2事業所。

#### ※2 法令遵守責任者

何らかの資格等を求めるものではないですが、少なくとも障害者総合支援法、児童福祉法、各法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定しています。法務部門を設置していない事業者等の場合には、事業者等内部の法令遵守を確保することができる者を選任する必要があります。代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

#### ※3 法令遵守規程

法や法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要は無く、日常の業務運営にあたり法や法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した者等、事業者の実態に即したもので良いです。

#### ※4 業務執行状況の監査

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事や監査役が法や法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合は、その監査をもって障害者総合支援法、児童福祉法の業務執行状況の監査とすることができます。この監査は事業者の監査部門等による内部監査や監査法人等による外部監査のどちらの方法でも良いです。定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではないですが、事業所ごとの事故点検等と定期的な監査とを組み合わせる等、効率的、効果的に行うことが望まれます。

## 4 届出の内容と届出先

### (1) 届出の内容

対象となる障害福祉サービス事業者等	届出事項
全ての事業者等	事業者等の名称又は氏名 事業所等の主たる事業所の所在地 事業所等の代表者の氏名、生年月日、住所、職名 法令遵守責任者の指名、生年月日
事業所等の数が20以上の事業者等	上記に加え法令遵守規程の概要
事業所等の数が100以上の事業者等	上記に加え、業務執行の状況の監査の方法の概要

### (2) 届出先

区分	提出先
事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省
特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての事業所が同一市町村内に所在する事業所	市区町村（武蔵野市）
全ての事業所が同一指定都市内に所在する事業者	指定都市※
全ての事業者（指定障害児入所施設を除く）が同一中核市内に所在する事業者	中核市
上記以外の事業者	都道府県

## 5 武蔵野市への届出方法

### (1) 提出物

- ・業務管理体制に関する届出書（第7号様式）
- ・法令遵守規程の概要

必ずしも改めて概要を作成する必要は無く、この規程の全体像が分かる既存のもの。法令遵守規程の全文を添付しても差し支えありません。

- ・業務執行の状況の監査の方法の概要

事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像が分かるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法が分かるものを提出してください。

### (2) 提出方法・提出先

メールにて、武蔵野市障害者福祉課までご提出ください。